

産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県高崎市飯塚町210番地

氏 名 株式会社吉原

代表取締役 吉原秀忠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日

令和 5年10月18日

許可の有効期限

令和10年10月17日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（選別、破碎）、中間処理（選別、破碎、減容）

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（選別、破碎）

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、
⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類（以上8種類）

※④、⑤、⑥、⑦については付着物に限る。

中間処理（選別、破碎、減容）

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、
⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類（以上8種類）

※破碎、減容する廃棄物については①の廃発泡スチロールに限る。

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（選別、破碎）の設置場所

佐波郡玉村町大字川井25番9の一部

イ 中間処理施設（選別、破碎）の設置年月日

平成25年 6月24日

中間処理施設（選別、破碎）の許可年月日及び許可番号

平成25年 1月 9日 群馬県第367-0号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 選別

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

紙くず
木くず
繊維くず
ゴムくず
金属くず
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
がれき類

(イ) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [3.4 t/日]

紙くず [2.8 t/日]

木くず [3.7 t/日]

繊維くず

ゴムくず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

がれき類 [8.9 t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

佐波郡玉村町大字川井25番9の一部

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 177.8 m² 保管容量 217.34 m³

(2) ア 中間処理施設（選別、破碎、減容）の設置場所

佐波郡玉村町大字川井25番9の一部

イ 中間処理施設（選別、破碎、減容）の設置年月日

平成25年 6月24日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 選別

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

紙くず

木くず

繊維くず

ゴムくず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

がれき類

(イ) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [0.08 t/日]

(ウ) 施設の種類 減容

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [0.08 t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

佐波郡玉村町大字川井25番9の一部

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 65.05 m² 保管容量 65.015 m³

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成25年10月18日

新規許可

平成30年10月18日

更新許可

令和 5年10月18日

更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・☒ 無